

白子町地域防災計画概要版



もくじ

| | |
|-----------------------------|---|
| 1 . 地域防災計画の概要 | 1 |
| 2 . 指定緊急避難場所、指定避難所、津波緊急避難ビル | 4 |
| 3 . 備蓄と非常持出品の準備 | 6 |
| 4 . その他平常時から取り組むべきこと | 6 |

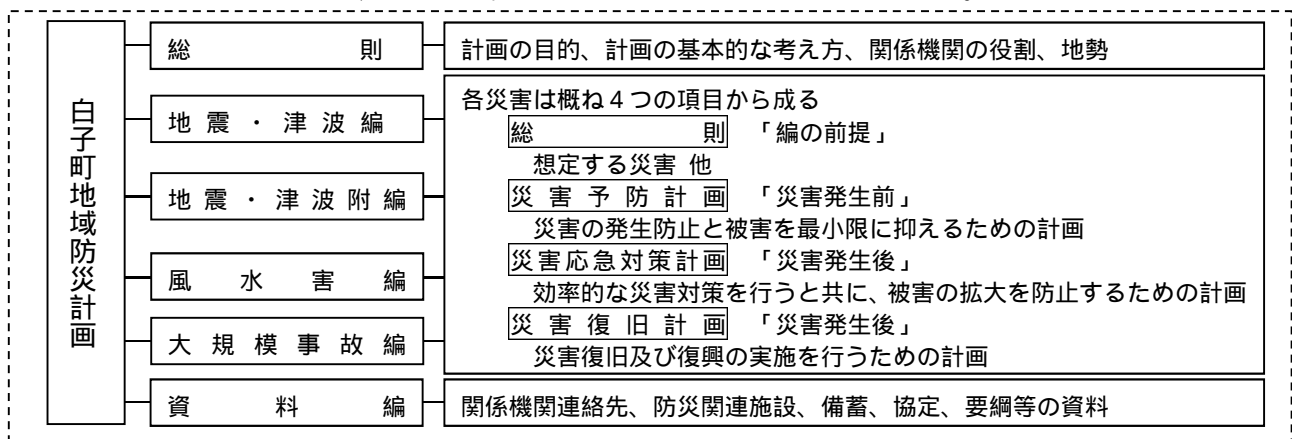
1. 地域防災計画の概要

計画の目的

白子町地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、白子町防災会議が作成する計画です。この計画では、近年発生する大規模災害の教訓を礎とし、防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、町域に係る災害対策を実施する際に、町と防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、町民の協力のもとに、町民の生命、身体及び財産を災害から保護すること目的とし、災害を防ぐために平常時から行う予防対策や、災害発生後の応急、復旧・復興において実施すべき対応等を定めています。

計画の構成

白子町地域防災計画は、次のような構成及び内容となっています。



計画の基本的な考え方

(1) 減災を重視した防災対策の方向性

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識しつつ、災害時の被害を最小化し被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、様々な対策を組み合わせることで、防災対策の推進を図ります。

(2) 地域防災力の向上

町民一人ひとりが正しい知識を持ち、考え・行動する「自らの命は自ら守る」自助や、「自分たちの地域は地域のみんで守る」共助の強化を図ると共に、町・県をはじめとする防災関係機関が町民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くすことで、自助・共助・公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図ります。

(3) 要配慮者及び男女共同参画の視点

既往災害の教訓を鑑み、大規模災害に際しての予防、応急、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者や男女共同参画の視点に立った対策を図ります。

(4) 計画に基づく施策の推進及び見直し

町域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画である本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、実効性のある計画とするための見直しを図ります。

災害に備えるために（災害予防計画）

町の防災力を向上させるための取組

熊本地震や関東・東北豪雨等の災害時に、行政のみで直ちに災害対応を行うことは難しいことがわかりました。一方で、本町では東京湾北部地震や房総半島東方沖日本海溝沿い地震に伴う津波、南白亀川等の河川氾濫等、様々な災害が起こることが考えられています。このため、町民一人ひとりが、「自らの身の安全は、自らで守る」という意識を持つとともに、災害に関する知識を持ち、災害から身を守るための行動を身につけておくことが大切になります。町では、町民の皆さんに災害の危険性について周知するとともに、防災教育や防災訓練を通して防災に関する知識を普及していきます。

災害から町民を守るための取組

町は、庁舎の防災対策や町職員の災害対応能力の向上、民間企業等を含めた災害協定の締結に努めます。また、道路や公園等の公共施設の防災機能の向上や、建築物の不燃化・耐震化、緊急津波避難施設の整備等を総合的に推進すると共に、県と協同し海岸保全施設及び河川堤防の整備を進めます。

要配慮者の避難対策

災害時には、高齢者や障害者等、支援を必要とする方々の犠牲が多いこと等を踏まえ、町は県の支援のもと災害時要援護者支援マニュアルを作成し、要配慮者の安全確保体制の整備を図ります。

また、県による津波災害区域や洪水又は高潮浸水想定区域の指定に伴い、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を推進します。

災害発生時の対応を効率的に行うために（災害応急対策計画）

町職員の災害時配備体制

町に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、災害の状況に応じて職員の動員配備を行います。

| 種別 | 主な配備時期 | 体制概要 |
|------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 情報収集体制 | 震度4、又は注意報(津波)、又は警報(大雨、暴風、高潮、洪水、大雪、暴風雪)の発表、又は町長が必要と認めたとき | 災害関係課の職員で情報連絡活動を円滑に行える体制 |
| 災害警戒体制 | 震度5弱、又は警報(津波)の発表、又は町長が必要と認めたとき | 情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制 |
| 災害対策本部第1配備 | 震度5強、又は警報(大津波)、又は南海トラフ地震に関連する情報(臨時)の発表、又は本部長(町長)が必要と認めたとき | 情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制 |
| 災害対策本部第2配備 | 震度6弱の発表、又は本部長(町長)が必要と認めたとき | 災害対策本部第1配備を強化し対処する体制 |
| 災害対策本部第3配備 | 震度6強以上の発表、又は本部長(町長)が必要と認めたとき | 町の組織及び機能の全てをあげて対処する体制 |

災害情報の収集・伝達と町民への広報

災害・気象情報の収集・伝達

町が災害につながるような重要な情報を受けた場合は、関係機関に通報し、町民の皆

さんにも周知を行います。

町からの情報伝達手段は、町防災行政無線、広報車、町の公式ホームページ、町のメール配信サービス、緊急速報メール等があります。

災害情報の広報

災害時には、町は災害情報（被害規模等）と応急措置情報（避難方法や被災者の支援等）について広報を行います。

避難に関する情報を受けた際の対応

避難情報には、一般に避難に時間を要する要配慮者とその支援者の方を対象に、早めの避難を促す「避難準備・高齢者等避難開始」、災害が発生する可能性を受け避難を促す「避難勧告」、事態が切迫した場合の「避難指示（緊急）」があります。

| 区分 | 発令時の状況 | 町民に求める行動 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難準備・高齢者等避難開始 | 特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 | 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、指定緊急避難場所への避難行動を開始 上記以外の者は、避難準備開始 |
| 避難勧告 | 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 | 予想される災害に対応した指定緊急避難場所への避難行動を開始 指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると自ら判断する場合は近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を行う |
| 避難指示（緊急） | 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況 災害が発生した状況 津波警報・注意報の発表や、地震動に伴い津波の発生が想定された状況 | 直ちに予想される災害に対応した指定緊急避難場所への避難行動を開始 指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると自ら判断する場合は近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を行う |

《避難の心得》

避難にあたっては、町からの避難情報のみならず、自らも各種の防災情報の収集を行い、危険を察知した場合には早期の避難を心がけましょう。自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促します。

《災害に関する想定・予測の不確実性》

- ・地震・津波・洪水は自然現象であり、想定を超える可能性があります。
- ・浸水想定区域外でも浸水する可能性があります。
- ・指定緊急避難場所・指定避難所の孤立や被災も有り得ます。
- ・地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があります。

《津波の特性》

- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあります。
- ・第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性もあります。
- ・数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があります。
- ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があります。

大規模災害時における応援受入体制の整備

町は、救援部隊や他の行政機関及び防災関係機関からの応援を円滑に受け入れることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順等について、必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努めます。

避難所の開設と運営

町は、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等の発表に伴い、直ちに指定緊急避難場所の開設を行います。避難所の運営は、自主防災組織等の避難住民が中心となり、町職員や施設管理者、ボランティアが支援する形で行います。

町は、熊本地震の教訓に基づき、車中泊者等の人数や所在地、またニーズ等の早期の情報収集に努めるとともに、健康相談や保健指導によりエコノミークラス症候群の予防を実施します。また、避難所等において、被災者の健康状態の把握や衛生状態の保持等により健康管理を推進します。

災害からの早期回復を図るために（災害復旧計画）

被災者の生活安定のための支援

罹災証明の発行

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、罹災証明の発行を行います。

生活相談窓口

町は、総合窓口（生活相談所）を開設し、各種相談と要望事項等の受付を行います。

各種支援金の給付・貸付

町は、被災者支援の一環として、被災者生活再建支援金及び義援金の支給並びに災害援護資金及び生活福祉資金の貸付けを行います。

災害公営住宅の建設等

町と県は、災害公営住宅の建設や公営住宅の空き家の提供を行います。

災害復興

インフラ・ライフライン施設の応急対策

町とライフライン機関は、上下水道、電気、ガス、通信、道路等が災害により被災した場合、応急対策を迅速に実施するとともに、早期復旧に努めます。

2．指定緊急避難場所、指定避難所、津波緊急避難ビル

避難先には、利用時期や災害種別に応じて3つの種類があります。それぞれの特徴を理解し、自宅や学校、職場等、行動範囲内にある避難先を確認しておきましょう。

指定緊急避難場所とは：災害から緊急一時的に避難する場所

指定避難所とは：避難生活を送る場所

津波緊急避難ビルとは：時間的猶予や、地形的条件等の理由により、津波から避難が特に困難と想定される地域に対し、緊急的・一時的な避難施設

《指定緊急避難場所》

| NO | 施設・場所名 | 住所 | 対象とする異常な現象の種類 | | | | | | | 指定避難場所との重複 | 想定収容人数 |
|----|--------------|----------|---------------|----|----|----|-------------|-------------|------------------|------------|-------------------|
| | | | 洪水 | 高潮 | 地震 | 津波 | な 火 事 | 大 規 模 | 内 水 氾 濫 | | |
| 1 | 白子中学校(校庭) | 中里 860 | | | | | | | | 重複 | 6,000人(2.0㎡あたり1人) |
| 2 | 白子中学校(校舎屋上) | 中里 860 | | | | | | | | 重複 | 400人(1.0㎡あたり1人) |
| 3 | 関小学校(校庭) | 関 3889-1 | | | | | | | | 重複 | 1,300人(2.0㎡あたり1人) |
| 4 | 関小学校(校舎屋上) | 関 3889-1 | | | | | | | | 重複 | 400人(1.0㎡あたり1人) |
| 5 | 南白亀小学校(校庭) | 牛込 12 | | | | | | | | 重複 | 1,300人(2.0㎡あたり1人) |
| 6 | 南白亀小学校(校舎屋上) | 牛込 12 | | | | | | | | 重複 | 650人(1.0㎡あたり1人) |
| 7 | 白潟小学校(校庭) | 八斗 470 | | | | | | | | 重複 | 1,500人(2.0㎡あたり1人) |
| 8 | 白潟小学校(校舎屋上) | 八斗 470 | | | | | | | | 重複 | 500人(1.0㎡あたり1人) |
| 9 | 白子町役場(駐車場) | 関 5074-2 | | | | | | | | なし | 1200人(2.0㎡あたり1人) |

《指定避難所》

| NO | 施設・場所名 | 住所 | 避難場所との重複 | 想定収容人数 |
|----|------------------|-----------|----------|-----------------|
| 1 | 白子中学校(体育館) | 中里 860 | 重複 | 500人(2.3㎡あたり1人) |
| 2 | 関小学校(体育館) | 関 3889-1 | 重複 | 200人(2.9㎡あたり1人) |
| 3 | 南白亀小学校(体育館) | 牛込 12 | 重複 | 200人(2.6㎡あたり1人) |
| 4 | 白潟小学校(体育館) | 八斗 470 | 重複 | 300人(3.1㎡あたり1人) |
| 5 | 関ふれあいセンター(会議室) | 関 6724-1 | なし | 50人(2.7㎡あたり1人) |
| 6 | 南白亀ふれあいセンター(会議室) | 牛込 553-18 | なし | 50人(2.7㎡あたり1人) |
| 7 | 白潟ふれあいセンター(会議室) | 中里 4825 | なし | 50人(2.7㎡あたり1人) |

避難所には色々な方(発達障害、精神障害、認知症高齢者等)が避難してきます。障害や疾患について理解し、みんなで協力して生活しましょう。

《津波緊急避難ビル》

町では、スポーツ振興ホテル組合やリゾートマンション等にご協力をいただき、津波警報及び大津波警報が発表された時に、海岸付近にいる人の「緊急避難ビル」としての協定を締結しています。



| No | 地区 | 施設名 | 階数 | No | 地区 | 施設名 | 階数 | |
|----|-----|---------------|----|----|-----|-------------|------------------|----|
| 1 | 関東区 | 白子町役場 | 3階 | 15 | 中里東 | ホテルニュー白子 | 5階 | |
| 2 | 幸治東 | ホテル白洋 | 6階 | 16 | | ホテル城之内荘 | 6階 | |
| 3 | 中里東 | サニーインむかい | 8階 | 17 | | 潮の香の湯宿 浜紫 | 5階 | |
| 4 | | アネックスサンシャイン | 3階 | 18 | | ホテル東海荘 | 5階 | |
| 5 | | かねご海都丸 | 5階 | 19 | | 旅館竹の家 | 3階 | |
| 6 | | グリーンパレス | 3階 | 20 | 驚東 | ホテルニューオーツカ | 6階 | |
| 7 | | ホテルグリーン向井 | 5階 | 21 | | ホテル東天光 | 7階 | |
| 8 | | ホテルカアナバリ | 8階 | 22 | 北川岸 | 青松庭白砂 | 6階 | |
| 9 | | サンシャイン白子 | 5階 | 23 | | サンライズポイント白子 | 13階 | |
| 10 | | 白子サンライズオーツカ | 9階 | 24 | | パノラマビュー白子 | 10階 | |
| 11 | | 白子ニューシーサイドホテル | 6階 | 25 | | 松濤苑 | 4階 | |
| 12 | | 白子ホワイトパレス | 3階 | 26 | 荊金東 | ダイアパレス白子第1 | 10階 | |
| 13 | | ニュー山中荘 | 5階 | 27 | | ダイアパレス白子第2 | 12階 | |
| 14 | | ホテルニューカネイ | 6階 | 28 | | フラワーパレス白子 | 14階 | |
| | | | | | 29 | 古所西 | 特別養護老人ホーム はまひるがお | 2階 |

3. 備蓄と非常持出品の準備

「最低3日間、推奨1週間」分の備蓄や、災害が発生した時にすばやく生活上必要なものを持ち出すための非常持出品の準備をしておきましょう。用意しておくものは、家族構成によって異なりますので、各家庭で必要なものを整理しましょう。



- | | | |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 非常食（カンパン、缶詰など） | <input type="checkbox"/> 歯ブラシ・歯磨き粉 | <input type="checkbox"/> 常備薬 |
| <input type="checkbox"/> 飲料水、水筒 | <input type="checkbox"/> ビニール袋 | <input type="checkbox"/> お薬手帳 |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 軍手 | <input type="checkbox"/> 健康保険証のコピー |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> マスク | <input type="checkbox"/> 生理用品 |
| <input type="checkbox"/> 予備の電池 （懐中電灯、補聴器の電池など） | <input type="checkbox"/> 衣類（上着・下着） | <input type="checkbox"/> めがね |
| <input type="checkbox"/> ヘルメット・防災頭巾 | <input type="checkbox"/> 救急医薬品 （キズ薬・ばんそうこう・解熱剤 ・かぜ薬・胃腸薬・目薬） | <input type="checkbox"/> 入れ歯 |
| <input type="checkbox"/> ナイフ・缶きり・栓抜き | <input type="checkbox"/> 貴重品 | <input type="checkbox"/> 杖 |
| <input type="checkbox"/> わりばし | <input type="checkbox"/> 現金 | <input type="checkbox"/> () |
| <input type="checkbox"/> ティッシュ・ウェットティッシュ | <input type="checkbox"/> (通帳・印鑑・キャッシュカード) | <input type="checkbox"/> () |
| <input type="checkbox"/> タオル | <input type="checkbox"/> () | <input type="checkbox"/> () |

乳幼児のいる家庭

粉ミルク・ほ乳びん・離乳食・スプーン・紙おむつ・洗浄綿・おんぶひも・バスタオル・ベビー毛布・ガーゼ・ハンカチ・パケツ・ビニール袋・石鹸など

妊婦のいる家庭

脱脂綿・ガーゼ・サラシ布・T字帯・洗浄綿・新生児用品・ティッシュ・ビニール風呂敷・母子手帳・新聞紙・石鹸など

要介護者のいる家庭

着替え・紙おむつ・ティッシュ・障がい者手帳・補助具等の予備・常備薬など

用意したものはチェックし、年に一回程度内容を見直しましょう。

4. その他平常時から取り組むべきこと

家具等の転倒防止対策

負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策を行いましょう。

家族内の安否確認方法の検討

災害時の家族内の連絡体制（連絡方法や避難ルールの取り決め等）についてあらかじめ決めておきましょう。自分の安全を知らせたい時や、身内の安全を知りたい時は「災害伝言用ダイヤル」や「災害伝言板（web171等）」を使いましょう。

災害時の声の伝言板
災害伝言用ダイヤル

災害時には電話が混雑し、家族と連絡が取れないことが多くあります。そんなときは「171」をダイヤルし、利用案内に従って伝言の録音・再生を行ってください。利用の開始や録音件数（最大10件）など、利用条件についてはNTTが決定し、テレビ・ラジオなどを通じてお知らせします。
※一般電話・公衆電話・携帯電話・PHSから利用できます。

| | | |
|-------------|---------------------|----------------------------------------------|
| 録音方法 | 171 → 1 → 案内放送が流れます | 伝言を録音したい方の 0475 + 自宅電話番号 または 携帯電話番号 |
| 再生方法 | 171 → 2 → 案内放送が流れます | 伝言を再生したい方の 0475 + 自宅電話番号 または 携帯電話番号 |

体験利用日
毎月1日、15日 0時～24時
正月三が日（1月1日0時～1月3日24時）
防災週間（8月30日9時～9月5日17時）
防災とボランティア週間（1月15日9時～1月21日17時）

災害伝言板（web171等）

大規模災害等が発生したときに、携帯・スマホ・パソコン等を利用して伝言の登録・確認ができる伝言板です。

- ・NTT東日本・・・https://www.web171.jp/
- ・NTTdocomo・・・http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi
- ・au(KDDI)・・・http://dengon.ezweb.ne.jp/
- ・SoftBank・・・http://dengon.softbank.ne.jp/
- ・Y!mobile(PHS)・・・http://dengon.willcom-inc.com/

| 登録方法 | 確認方法 |
|----------------------------------|--------------------------------|
| それぞれのアクセス先のメニューに従って入力を行ってください。 | それぞれのアクセス先のメニューに従って確認を行ってください。 |
| ① メニューに表示される「災害伝言板」を選択 | ① メニューに表示される「災害伝言板」を選択 |
| ② 「登録」を選択 | ② 「確認」を選択 |
| ③ 「無事です」等の状態を選択し、100文字以内のコメントを入力 | ③ 安否を確認したい人の携帯電話番号を入力 |
| ④ 「登録」を押して完了 | ④ 「検索」を押して伝言を確認 |

生活再建に向けた備え

保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等、家庭での予防・安全対策を行いましょう。

白子町地域防災計画概要版 平成 30 年 3 月

■発行 白子町
〒299-4292 千葉県長生郡白子町関 5074 番地の 2
TEL. 0475-33-2111

■編集 白子町 総務課

